

公立大学法人敦賀市立看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号）第38条の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

(所定勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分とし、1日につき7時間45分とする。

2 公立大学法人敦賀市立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第16号。以下「育児休業等規程」という。）に規定する育児短時間勤務及び介護短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務等職員」という。）の勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務等の内容に従い理事長が定める。

(休日及び所定勤務時間の割振り)

第3条 休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務時間を割り振らない日 日曜日及び土曜日
  - (2) 特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、前条の所定勤務時間を割り振るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長は、育児短時間勤務等職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 4 第1項第1号に掲げる日のうち日曜日を労働基準法（昭和22年法律第49号以下、「労基法」という。）に定める法定休日とする。

(始業及び終業時刻)

第4条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、育児短時間勤務等職員の始業及び就業の時刻は、理事長が別に定める。

- (1) 始業時刻 午前9時
- (2) 終業時刻 午後5時45分

(休憩時間)

第5条 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。ただし、育児短時間勤務等職員の休憩時間は、理事長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、休憩時間については、職務の特殊性等により必要がある場合において、労基法第34条第2項の労使協定の定めるところにより一斉に与えないことができる。

(勤務時間等の割振りの特例)

第6条 理事長は、業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要がある職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、別に定めることができる。

(休日の振替等)

第7条 理事長は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる方法により、休日の振替を行うことができる。

- (1) 第3条第1項第1号の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合 あらかじめ、その週の勤務時間が割り振られた日（第3条第1項第2号に規定する休日を除く。以下「勤務日」という。）を、勤務時間を割り振らない日に振替え、又はその週の勤務日の勤務時間のうち半日を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること。
  - (2) 第3条第1項第2号の規定により休日とされた日の全部又は半日について特に勤務することを命ずる必要がある場合 あらかじめ、その週の勤務日を、勤務することを要しない日に振替え、又はその週の勤務日の勤務時間のうち半日を勤務することを要しないこととし、当該半日の勤務時間を当該勤務を要することを命ずる必要がある日に振り替えること。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合には、前項中「その週の」を「当該勤務を命じようとする日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命じようとする日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある」と読み替えて前項の規定を適用することができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 理事長は、労基法第36条第1項に定める協定を締結し届け出た場合であつて、業務のため臨時又は緊急の必要があるときは、職員に対し第2条から第7条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において勤務をすること（以下「時間外勤務」という。）を命ずることができる。

（休日の代休日）

第9条 理事長は、業務の都合上、あらかじめ第7条に規定する休日の振替を行うことなく、第3条第1項に規定する休日に勤務を命じた場合には、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を指定することができる。

（超勤代休時間）

第10条 労基法第37条第3項に基づく協定が締結された場合において理事長は、公立大学法人敦賀市立看護大学職員給与規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第9号。以下「給与規程」という。）第17条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員が申請した場合には、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）を指定することができる。

- 2 前項に規定する超勤代休時間の指定は、給与規程第17条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全期間に係る月の末日の翌日から同日を起算日とする2箇月後までの期間内にある勤務日及び第7条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部に対して行うものとする。
- 3 超勤代休時間の時間数の算定方法、単位、超勤代休時間を与えることができる時間等については、第1項の協定の定めるところによる。

（専門業務型裁量労働制）

- 第11条 教員のうち、主として研究に従事する教授、准教授、講師及び助教並びに専ら研究に従事する助手については、労基法第38条の3第1項の規定に基づく協定を締結し、専門業務型裁量労働制を適用する。
- 2 教員が前項の適用を受ける場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、労使協定に定める時間を勤務したものとみなす。
  - 3 教員が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に勤務する場合は、理事長の承認を受けなければならない。
  - 4 教員には、第7条第1項中、半日の勤務時間振替に関する規定は適用しない。
  - 5 教員に対する第6条の規定の適用については、第2項の規定により始業時刻、終業時刻及び休憩時刻が変更され勤務する時間は、正規の勤務時間とみなす。

- 6 教員に対する第15条から第17条までの規定の適用については、休暇の単位は全て1日として取り扱う。

(妊婦又は育児及び介護を行う職員の時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の制限)

第12条 理事長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合には、第8条に規定する勤務をさせてはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員等の勤務の制限に関する事及びその請求方法その他の手続については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び育児休業等規程の規定による。

(1年単位の変形労働時間制)

第13条 労基法第32条の4第1項の規定に基づく協定を締結したときは、第2条の規定に関わらず1年単位の変形労働時間制を適用する。

- 2 妊産婦が請求した場合及び育児短時間勤務等職員に対しては、前項の変形労働時間制は適用しない。

(休暇の種類)

第14条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

- 2 前項に定める休暇は有給とし、休暇を取得した日における給料は、その日の所定労働時間労働した場合に支払われる通常の給料額とする。

(年次休暇)

第15条 年次休暇は、一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日

(2) 当該年度の途中において新たに職員となる者 その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1に定める日数

- 2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該年度の年次休暇の日数から当該年度に使用した日数（1日未満の端数がある場合はこれを切り上げた日数）を差し引いた20日（当該年度に付与された日数が20日に満たない場合にあっては、その日数）を超えない範囲内の日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 3 前項の場合において、繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

4 理事長は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

5 年次休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、第1項又は第2項の規定により与えられた年次休暇のうち、労基法第39条第4項に基づく協定を締結した場合には、一の年度につき5日の範囲内で、1時間を単位とすることができる。

6 1時間を単位として与える年次休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児短時間勤務等職員 第3条3項の規定により割り振られた時間

7 年次休暇を取得しようとするときは、年次休暇簿（様式第1号）により理事長に事前に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかつた場合には、その理由を付して、事後、速やかに届け出なければならない。

（年次休暇の時季指定）

第15条の2 理事長は、前条第4項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により年次休暇が10日以上付与された職員に対して、一の年度ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数の年次休暇（1日又は半日を単位とする。）について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、職員が年次休暇を取得した場合（1時間を単位とする年次休暇を除く。）においては、当該取得した日数分を次の各号に掲げる日数から控除するものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 5日

(2) 第15条第1項第2号に掲げる職員 5日を12で除し、その者の当該年度における在職月数を乗じた日数（1日未満の端数がある場合は半日単位で切り上げた日数）

2 前項の規定により年次休暇を取得させる場合の手続きは前条第7項を準用する。

（年次休暇の計画的付与）

第15条の3 理事長は、第15条第4項の規定にかかわらず、労基法第39条第6項に基づく協定を締結した場合には、各職員が協定締結時に有する年次休暇日数から5日を差し引いた日数について、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。

（病気休暇）

第16条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間等は別表第2に定め

るとおりとする。ただし、期間の計算については、病気休暇の承認を受けた職員が職務に復帰した後6箇月以内に同一の疾病により新たな病気休暇の承認を受けようとする場合は、復帰前に承認を受けた病気休暇の期間と新たに承認を受けた病気休暇の期間を通算するものとする。

2 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、半日又は1時間を単位とすることができる。

3 1時間を単位として与える病気休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児短時間勤務等職員 第3条第3項の規定により割り振られた時間

3 病気休暇を受けようとするときは、病気休暇願(様式第2号)に医師の診断書を添えて、理事長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ提出できなかった場合には、その理由を付して、速やかに承認を受けなければならない。

#### (特別休暇)

第17条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間等は別表第3に定めるとおりとする。

2 特別休暇の単位は、別表第3で1時間又は30分を単位とする場合を除き1日とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、1時間を単位とすることができる。この場合、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児短時間勤務等職員 第3条3項の規定により割り振られた時間

3 特別休暇(別表第3第13号に掲げる場合における休暇を除く。)を受けようとするときは、特別休暇願(様式第3号)に、別表第3に掲げる理由に応じた書類を添えて、理事長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ提出できなかった場合には、その理由を付して、速やかに承認を受けなければならない。

#### (委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

公立大学法人敦賀市立看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

附 則（平成30年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第16号）  
（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号）  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号）  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

公立大学法人敦賀市立看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

別表第1（第15条関係）

在職期間	日数
1月までの期間	2日
1月を超え2月までの期間	3日
2月を超え3月までの期間	5日
3月を超え4月までの期間	7日
4月を超え5月までの期間	8日
5月を超え6月までの期間	10日
6月を超え7月までの期間	12日
7月を超え8月までの期間	13日
8月を超え9月までの期間	15日
9月を超え10月までの期間	17日
10月を超え11月までの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第16条関係）

区分	期間
1 負傷又は上記以外の疾患により療養を要する場合	90日以内

別表第3（第17条関係）

区分	期間	添付書類
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間	出頭通知書の写し
3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定により交通を制限され、又は遮断された場合	その都度必要と認める期間	
4 業務又は通勤により疾病にかかり、又は負傷し、療養を要する場合	療養に必要と認める期間	
5 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の場合及び産後8週間を経過しない場合	その都度必要と認める期間	医師の診断書又は助産師の証明書



公立大学法人敦賀市立看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

6	職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	一日2回それぞれ30分	
7	女性職員で生理日の勤務が著しく困難である場合	連続する2日以内	
8	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い検査、入院等が必要なとき	その都度必要と認める期間	医師の診断書等
9	職員が結婚する場合	7日以内	
10	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い入院の付添い等を行う場合	病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内	医師の診断書又は助産師の証明書
11	職員の親族が死亡した場合	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	連続する7日以内
		実父母	
		子	連続する5日以内
		実祖父母	連続する3日以内(職員が代襲相続をする場合にあっては、連続する7日以内)
		孫	1日以内
		兄弟姉妹	連続する3日以内
		おじ又はおば	1日以内
		父母の配偶者又は配偶者の父母	連続する3日以内(職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する7日以内)
		子の配偶者又は配偶者の子	1日以内(職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する5日以内)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日以内(職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する3日以内)
	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		
	おじ又はおばの配偶者	1日以内	
12	父母の祭日の場合	父母の死亡後15年内において年各1日以内	
13	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の6月から10月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除く5日以内	
14	天災地変その他の非常災害に罹り被災した場合	連続する7日以内でその都度必要と認める期間	

公立大学法人敦賀市立看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

15 天災地変その他の非常災害又は交通機関の事故等の不可抗力の原因により、交通が遮断された場合又はこれに準ずると人事委員会が認める場合	その都度必要と認める期間	
16 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学の通信教育の面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間	
17 妊娠中又は出産後1年以内に女性職員が保健指導等を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき、その都度必要と認める期間	
18 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある程度に及ぶ場合	1日1時間以内	
19 妊娠中の女性職員がつわり等のため勤務することが著しく困難な場合	7日以内	
20 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日以内	
21 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内	
22 職員の不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において6日以内（体外受精又は顕微授精に係る場合は12日以内）	

様式第1号（第15条関係）

### 年次休暇簿

所 属		職		氏 名	
-----	--	---	--	-----	--

年度

年次休暇の日数                      日（前年度からの繰越し日数      日、本年度分                      日）                      （ / ）

確認印			届出日	休暇日	累計	残日数 及び残時間	備 考
理事長	事務 局長	所属長					
			月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分から	日 時間	日 時間	
			月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分から	日 時間	日 時間	
			月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分から	日 時間	日 時間	
			月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分から	日 時間	日 時間	
			月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分から	日 時間	日 時間	
			月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分から	日 時間	日 時間	
			月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分から	日 時間	日 時間	

※ 1時間単位の年次休暇は1年度につき5日（40時間）まで取得可能

※ 時季指定による場合は備考にその旨記載すること

様式第2号（第16条関係）

## 病気休暇願

年 月 日

公立大学法人敦賀市立看護大学理事長 殿

所属・職

氏名

印

下記のとおり病気療養のため休暇を得たいので、承認を申し出ます。

記

1 病名	
2 休暇期間	平成 年 月 日（ 曜日）から 平成 年 月 日（ 曜日）まで（ 日間）
3 備考	

(注) 診断書を添付すること。

様式第3号（第17条関係）

## 特別休暇願

年 月 日

公立大学法人敦賀市立看護大学理事長 殿

所属・職

氏名

⑩

下記のとおり特別休暇を得たいので、承認を申し出ます。

### 記

1 休暇事由	
2 休暇期間	平成 年 月 日（ 曜日）から 平成 年 月 日（ 曜日）まで（ 日間）
3 備考	